



3文字目、4文字目：認定登録年度別

認定登録を行った年度を西暦下二桁で表す。例えば、今年度（平成10年度）の登録者は、「98」となり、平成12年度（2000年度）登録は、「00」となる。

5文字目：資格要件該当別

判定士が認定登録を受けるときに適用された実施要綱の資格要件をコードで表す。

実施要綱第6条第2項第1号該当：1

実施要綱第6条第2項第2号：2

実施要綱第6条第2項第3号：3

実施要綱第6条第2項第4号：4

6～9文字目：通番

各都道府県別に年度ごとの認定登録順に0001から0000まで付番する。

一都道府県について、毎年度、資格要件ごとに一万人の付番が可能（全国で毎年188万（47万×4）人分の番号を使用できる。）な桁数を確保している。

以上の手順による認定登録番号の例は、以下のとおり

平成10年度中に、資格要件 第6条第2項第2号該当で神奈川県知事の認定登録を受けた者で91番目の者は、

B7-9820091 となり、

さらに、この者が被災宅地判定調整員の認定を受けると、

B7-9820091-C となる。

(3) 認定登録番号は、認定登録の更新申請、認定登録都道府県知事を変更する変更届を行った場合には、新たな番号を付番し、従前の番号は無効とする。

ただし、更新申請の場合は、従前の番号を新たに付番することは妨げない。

変更届による場合は、(2)（＝登録年度）については、従前の番号と同一の文字を用いる。

(4) 都道府県ごとの付番

都道府県ごと独自に、認定登録番号の前後等に 数字等により付番しようとする場合は、この要領による9個の英数字とは、はっきりと区別できるようにすること。

認定登録番号の付番は以上の方法によることとし、この方法以外は番号の重複等の混乱の原因となるので一切行わないこと。

また、この方法によらない付番の事実が確認された場合には、該当する規定番号を付番した都道府県において、該当する認定登録番号を全てこの方法による番号に変更することとする。